主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人豊川忠進、同広重慶三郎の上告趣意について。

しかし、原判決は、所論犯罪事実の認定については、被告人の供述の一部の外共 犯者、被害者等の供述記載等をも証拠としたものであつて、被告人の自白を唯一の 証拠としたものでないから、所論違憲の主張は、その前提を欠き、刑訴四〇五条に 全然当らない。

よつて、刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条に従い、裁判官全員一致の意見で主 文のとおり判決する。

昭和二六年一〇月二五日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	流	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
郎		=	松	岩	裁判官